

LS 転 2

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

次の問題文を読み、以下の設問に答えなさい。

X は、1993 年 4 月に判事補に採用され、1998 年 4 月から S 地裁に勤務している。X は、A 地裁判事補在任中に、B 新聞に、「信頼できない盗聴令状審査」というタイトルで、1997 年 9 月 10 日に法制審議会が法務大臣に対して答申した「組織的犯罪対策要綱骨子」を批判する詳論を投稿したところ、同年 10 月 2 日朝刊に掲載されていた。その内容は、令状に関して、ほとんど検察官、警察官の言いなりに発布されているのが実態であり、裁判官による令状審査が人権擁護の砦になるという見解は疑問だ、というものであった。

1998 年 3 月 13 日、内閣が上記の答申に基づいて組織犯罪規制 3 法案（以下、本件法案）を国会に提出。本件法案への対応については、政党間で意見が分かれており、その取扱いが政治的問題となっていた。本件法案に反対する団体は複数あったが、そのうちの 3 つの団体が集会を企画。X は、上記新聞投稿を契機として、集会のシンポジウムでパネルディスカッションに参加するよう求められ、これに承諾した。集会の名称は「つぶせ！盗聴法・組織的犯罪対策法 許すな！警察管理社会 4/18 集会」とされ、集会シンポジウムの参加者として X の名前が、集会ビラに記載された。

この事実を知った S 地裁所長は、X を呼び出し、参加を見合わせるよう翻意を促した。これに対し X は、再考してみると所長に述べた。

1998 年 4 月 18 日に、500 人が参加して開かれた本集会のシンポジウムに出席した X は、パネルディスカッションの始まる直前、フロアの一般参加者席から S 地方裁判所判事補であることを明らかにした上で、「当初、この集会において、盗聴法と令状主義というテーマのシンポジウムにパネリストとして参加する予定であったが、事前に所長から集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加は取りやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する。」との趣旨の発言をした。

S 地裁所長は、この発言が裁判所法 52 条 1 号所定の行為に該当するとして、1998 年 7 月、S 高裁に対して X に対する懲戒の申立てを行った。

〔設問 1〕

法令違憲と適用違憲の違いについて、説明しなさい。

〔設問 2〕

- (1) 裁判所法による「積極的に政治運動をすること」の禁止（52 条 1 号）が違憲であるという立場から、どのような主張があり得るか、具体的に述べなさい。
- (2) (1) の主張に対する反論としてどのようなものがあり得るか、述べなさい。

〔設問 3〕

- (1) 本件 X の行為は裁判所法 52 条 1 号の「積極的に政治運動をすること」に該当せず、懲戒は不当であるという立場から、どのような主張があり得るか、具体的に述べなさい。
- (2) (1) の主張に対する反論としてどのようなものがあり得るか、述べなさい。

専門論文試験 民法

次の事例で、Yに対してされた本件土地の所有権移転請求権仮登記につき、XがYに対しその抹消登記手続を求めた場合、この請求は認められるか。

- 1 Xは、平成22年5月1日、その所有する本件土地を、宅地開発業者であるAに対し、代金3000万円で売却した。この売買契約では、Aの資金繰りの都合から、代金の支払を同年10月31日とすることが合意された。もともと、Aは、本件土地を宅地化して5筆の土地に分筆し、各土地上に建物を建築して分譲する予定であり、開発許可を受けるためには本件土地を直ちにAの名義にする必要があったため、Aに対する本件土地の所有権移転登記手続は売買契約当日にされた。
- 2 Aは、平成22年8月1日、本件土地の開発に必要な資金として、Yから2000万円を借り受けた。弁済期は平成24年9月末日であり、その弁済ができなかったときは弁済に代えて本件土地をYに譲渡することが合意され、この合意を原因としてYに対する所有権移転請求権仮登記がされた。
- 3 Aは、平成22年10月31日を経過しても、Xに対する本件土地の売買代金を支払うことができなかった。そこで、同年11月5日、XとAは、違約金200万円をAがXに支払うこととし、売買代金3000万円と違約金200万円の弁済期を平成23年1月31日とする旨の合意をした。
- 4 しかし、Aは、平成23年1月31日を経過しても上記の3200万円を支払うことができなかったため、同年2月2日、XとAは、本件土地の売買契約を解除することを合意した。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の事例に基づき、甲、乙、丙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい(特別法違反の点を除く。)

(1) 甲は、平成 21 年 11 月 10 日ころ、友人の乙に誘われ、2 人で近所のリサイクルショップ A に侵入し、貴金属など金目のものを盗む計画を立てた。甲と乙は、携帯電話で何度も犯行の相談を重ねたうえで、同年 11 月 20 日の午前 3 時頃、A の裏口のドアの鍵をこじ開け、店内に侵入した。A には夜間、2 人の警備員が常駐しており、1 人が仮眠休憩中、もう 1 人が事務室のモニターで店内を監視する体制を採っていた。当日の夜は、丙と B の 2 人が宿直業務であり、甲、乙が A に侵入したときは、丙が事務室で警備を担当しており、B が休憩中であった。

(2) 丙が事務室でモニターを見ていると、甲、乙が店内に侵入した瞬間が画面上に映し出された。丙はすぐ警察に通報しようと思ったが、モニターを凝視すると、甲が自分の知人であることに気が付いた。丙は警察に通報するよりも、甲らの犯行を見逃して、後日同人らを脅して、口止め料として金員を要求した方が得策だと考え、甲らの犯行をそのまま放置することにした。

(3) 甲と乙は、貴金属売り場に行き、ガラス製のショーケースの中の貴金属を持ち去ろうと考え、用意したスパナでショーケースを叩き割った。しかし、そのショーケースは、外部から強度の衝撃を受けると、自動的に防犯ブザーが鳴るように設計されていたため、ショーケースが割れた途端、A の店内には大音量のブザー音が鳴り響いた。甲、乙は A から逃げ出そうとしたが、慌てた甲は店内で転倒してしまった。

(4) 丙は突然の出来事に動揺して、そのままモニター画面を凝視していたが、ブザー音に気付いた B は、休憩室から飛び出してくると、一目散にショーケースに向かって走り出し、逃げ遅れた甲を見つけると、「こら、泥棒、待たんかい」と言って、背後から同人にしがみついた。甲は何とかして B を振り払って逃げようと思い、携帯していたスパナで、B の右脇腹を力いっぱい殴打した。B は痛みのあまり悶絶して、その場にうずくまってしまった。その隙に、甲は店外に逃走した。この行為によって、B は加療 2 週間を要する創傷を負った。